

埼例規第6号・交指・交処

昭和46年3月20日

埼玉県警察本部長

合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族及び一般外国人に係る交通反則事件の
処理について（例規通達）

（概要）

本通達は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族及び一般外国人に係る交通反則事件
等に関し、

- 交通反則事件処理手続
- 米軍当局に対する通報等の措置
- 反則金不納付事件等の送致
- 一般外国人に係る事件処理への準用

等について定めている。